

【 1 】 執 行 調 書 【事後審査型制限付一般競争入札】 【電子入札】

通知書番号 657 課 名 施設課
 事業番号 公下処第1 事業場所 前畑町5 予定価格 609,290,000 円
 (553,900,000 円)
 入札期日 令和4年9月7日 9時00分 事業名 池田下水処理場分流系監視設備更新
 工事 最低制限価格又は低入
 札価格調査基準価格 456,967,500 円
 (415,425,000 円)
 落札業者 9711 三菱電機・松本電気特定建設工事共同
 企業体 履行期間 契約日 落札金額 583,000,000 円
 (530,000,000 円)
 契約日 令和4年9月16日 ~ 令和6年3月25日

通知日 令和4年8月3日 108 電気

	名 称	入 札	再度入札1	再度入札2
1	三菱電機・松本電気特定建設工事共同企業体	530,000,000		落札決定者

工事概要等報告書

事業番号	公下処第1	事業名	池田下水処理場分流系監視設備更新工事	種別	電気																		
<p>(事業の概要)</p> <p>更新機器</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">LCD監視制御装置</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>帳票用PC/プリンタ</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>管理機械棟コントローラ盤</td> <td style="text-align: right;">1面</td> </tr> <tr> <td>沈砂池ポンプコントローラ盤</td> <td style="text-align: right;">1面</td> </tr> <tr> <td>最初沈殿池・反応槽コントローラ盤</td> <td style="text-align: right;">1面</td> </tr> <tr> <td>最終沈殿池・塩素混和池コントローラ盤</td> <td style="text-align: right;">1面</td> </tr> <tr> <td>場外汚水系設備コントローラ盤</td> <td style="text-align: right;">1面</td> </tr> <tr> <td>テレメータユニット(子局)</td> <td style="text-align: right;">3台</td> </tr> <tr> <td>大型ディスプレイ</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> </table> <p>据付・調整</p> <p>その他付帯工事</p>		LCD監視制御装置	2台	帳票用PC/プリンタ	1式	管理機械棟コントローラ盤	1面	沈砂池ポンプコントローラ盤	1面	最初沈殿池・反応槽コントローラ盤	1面	最終沈殿池・塩素混和池コントローラ盤	1面	場外汚水系設備コントローラ盤	1面	テレメータユニット(子局)	3台	大型ディスプレイ	2台	<p>(入札参加資格)</p> <p>本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)での共同施工とし、結成は自主結成とする。 また、代表構成員と構成員は同一業者であってはならない。 代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されているもので、公告日現在、多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間がないこと。なお、公告日から入札日までに代表構成員、構成員のいずれかが指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>【代表構成員、構成員の資格要件】</p> <p>(1)代表構成員 次の①から④を満たすこと。 ①多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条2項の規定により、電気工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により、岐阜県内又は愛知県内に本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を有する支店若しくは営業所等(以下「支店等」という。)として名簿に登録されていること。 ②建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、電気工事の総合評価値が1,400点以上であること。 ③自ら中央監視装置、遠方監視装置を製作据付した実績があること。 ④建設業法第15条の規定に基づく電気工事の特定建設業許可を有し、営業年数が3年以上であること。</p> <p>(2)構成員 次の①から③を満たすこと。 ①審査要綱第6条2項の規定により、電気工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により名簿に登録されていること。 ②多治見市内に本店又は支店等が登録され、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、電気工事の総合評価値が600点以上であること。 ③建設業法第15条の規定に基づく電気工事の特定建設業許可を有し、営</p>			
LCD監視制御装置	2台																						
帳票用PC/プリンタ	1式																						
管理機械棟コントローラ盤	1面																						
沈砂池ポンプコントローラ盤	1面																						
最初沈殿池・反応槽コントローラ盤	1面																						
最終沈殿池・塩素混和池コントローラ盤	1面																						
場外汚水系設備コントローラ盤	1面																						
テレメータユニット(子局)	3台																						
大型ディスプレイ	2台																						